

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

規制の名称：管理栄養士国家試験の受験資格の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：健康・生活衛生局健康課

評価実施時期：令和6年2月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

栄養士法（昭和22年法律245号）において、栄養士は「都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者」とされており（法第1条第1項）、栄養士の免許は、栄養士養成施設（以下「養成施設」という。）において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与えるものとされている（法第2条第1項）。

また、管理栄養士は「厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者」とされており（法第1条第2項）、管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与えるものとされている（法第2条第3項）。

このように、管理栄養士は、栄養士に比して高度な業務に従事することができる資格とされていることから、法第5条の3各号においては管理栄養士国家試験を受験する要件として次のいずれかに該当することを求めているところ、その前提として、同条柱書において栄養士であることを求めている※1。

(1) 修業年限が2年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において3年以上栄養の指導に従事した者（同条第1号）

- (2) 修業年限が3年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において2年以上栄養の指導に従事した者（同条第2号）
- (3) 修業年限が4年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において1年以上栄養の指導に従事した者（同条第3号）
- (4) 修業年限が4年である養成施設であって、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校をいう。以下この第五条説明資料において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したものの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者（法第5条の3第4号）

※1 (1)～(3)は、養成施設卒業により栄養士の免許を得た後、一定の実務経験を求めているため、当該実務経験を積んだ時点において確実に栄養士である。したがって、同条柱書が、実務上、受験者及び都道府県の負担となるのは、管理栄養士養成施設の卒業により受験資格が得られる(4)の場合（下記※2のとおり卒業見込みで受験する場合）のみ。なお、管理栄養士養成施設は、養成施設でもあるため、卒業により栄養士免許も取得できる。

現状において、

- ・上記(4)に当たる者は管理栄養士国家試験の受験のために栄養士免許の申請を行う必要があり、その申請手続や申請手数料の支払いが負担となっていること
- ・都道府県等では、栄養士免許の交付や、「栄養士免許取得（見込）照合書（管理栄養士国家試験の受験後に追加提出しなければならない書類）」の発行を短期間で行わなければならないこと※2

等、受験者・地方公共団体等の負担が大きいことから、令和5年の地方分権改革に関する提案募集において、管理栄養士国家試験の受験資格について、管理栄養士養成施設を卒業した者の場合（上記(4)に掲げる場合）は栄養士免許を不要とすることを求める提案がなされたところ。

※2 管理栄養士国家試験（例年2月下旬から3月上旬に実施、3月下旬に合格発表）を管理栄養士養成施設の在学生在が受験する場合、受験時点では栄養士の免許を受けることができない。そのため、各都道府県においては、試験実施後から合格発表前の3月中旬までに管理栄養士養成施設から「卒業・履修証明書」の提出を受けた上で、合格発表までに各都道府県の栄養士名簿に登録する見込みがあることを照合している（栄養士免許取得（見込）照合書）。国は、試験実施前年末の受験申込の際に、当該施設の「卒業・履修見込証明書」の提出を受け、さらに、合格発表前の3月中旬までに「卒業・履修証明書」及び「栄養士免許取得（見込）照合書」の提出を受けることをもって受験資格を満たすものと解釈している。

当該見直しを行わなかった場合には、上述の受験者・地方公共団体等の負担が軽減されないままとなる。

## ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

管理栄養士は、栄養士に比して高度な業務に従事する資格とされているところ、養成施設の卒業者の場合（上記(1)から(3)までに当たる場合）は国家試験の受験資格を得るために実務経験を経る必要があるため、栄養士免許が必要であることは理解できるが、管理栄養士養成施設の卒業者の場合は、栄養士としての実務経験は不要であり、栄養士免許の取得要件も不要ではないかと指摘されている。

現行の法第5条の3第4号では、管理栄養士養成施設の教育内容に、管理栄養士に求められる知識・技能等を修得するための講義、臨地実習等が含まれていることから実務経験を求めているが、管理栄養士養成施設の教育内容を踏まえれば、栄養士の資格が必ずしも不可欠ではないと考えられる。

今回の改正は、地方からの提案を踏まえ、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士でなくとも、管理栄養士国家試験を受けることができるよう、法第5条の3柱書きの「栄養士であつて」という文言を削除するなど所要の改正を行う※3のものである。

※3 本改正により、管理栄養士国家試験の受験時点のみならず、管理栄養士の免許が与えられた後においても、栄養士の免許は必須ではなくなり、希望者のみに与える運用を想定している。

なお、受験者・地方公共団体等の負担の原因となっている管理栄養士国家試験の受験の要件について、栄養士法における該当の規定内容そのものを削除することが、追加の事務負担や金銭負担なども踏まえると最適な手段と考えられ、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定していない。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 【遵守費用】

今回の改正により、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士の免許を受けなくても管理栄養士国家試験を受験できるようになるが、追加の遵守費用が生じるものではない。

#### 【行政費用】

今回の改正により、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士の免許を受けなくても管理栄養士国家試験を受験できるようになるが、追加の行政費用が生じるものではない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

モニタリング費用は発生しない

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

今回の改正により、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士の免許を受けなくても管理栄養士国家試験を受験できるようになるため、管理栄養士養成施設卒業者及び都道府県は、管理栄養士国家試験の受験要件を満たすための栄養士免許交付に関する手続きが不要となり、負担が軽減される。一方、当該効果については、管理栄養士養成施設卒業者の希望によるもので件数は推測できないことから、定量的に把握することは困難である。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

今回の改正の効果については、⑤に記載のとおり、定量化することは困難であり、したがって、金銭価値化して便益を把握することも困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

今回の改正の効果については、⑤に記載のとおり、定量化することは困難であり、したがって、金銭価値化して便益を把握することも困難である。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響はないものと考えている。

#### 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

今回の改正により、

- ・ 遵守費用及び行政費用については変化がないこと
- ・ 管理栄養士養成施設卒業者は栄養士の免許を受けなくても管理栄養士国家試験を受験できるようになるため、管理栄養士養成施設卒業者及び都道府県は、管理栄養士国家試験の受験要件を満たすための栄養士免許交付に関する手続が不要となり、負担が軽減されることから、当該規制緩和は、効果（便益）が費用を上回ると考えられるため妥当である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

1②で述べたとおり、代替案は想定していない。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

特になし。

## 8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本法案の施行後 5 年を目途として、施行状況や必要性等を踏まえて評価を行う。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必

要となるものもあることに留意が必要

指標の指定は困難。